

こんな相談がありました ～火災保険を使っての住宅修理～

Q

突然、知らない業者から「住宅でお困りのことはございませんか。」という電話がかかってきた。昨年の台風で屋根が飛ばされてしまったことを話したところ、「火災保険が適用されます。保険の申請の代行も保険料の40%で請け負っておりますが、こちらが紹介する工事業者に工事の依頼をする際は、代行費用は請求いたしません。見積もりから請求まですべてプロに任せいただければ高額請求できます。」と言われた。

その後も執拗に電話があり、断りきれず契約をしてしまった。契約後、不信感が募り解約をしようとしたら、保険料の40%を請求された。支払わなければいけないのか。



A

電話勧誘販売では、契約書面を受け取っていないとなりません。ご相談者は「損害保険申請コンサルタント」とかかれた「申込書」のみしか受け取っていませんでしたので、『契約書面不交付』ということでクーリング・オフを行うことができました。

ポイント

- 保険金は本人申請が原則で、業者が代行できません。
また、申請の際にプロのノウハウ等は必要ありませんので気を付けましょう。
- 保険金の40%や工事の見積額の40%等を手数料や解約料として請求することは不当な請求とされています。
- 契約する前に保険会社や消費生活センターへ相談しましょう。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019